

# 文教福祉委員会

令和8年2月9日

## 1 報告事項

### 【子ども部】

- (1) 令和8年度 子どもの遊び場事業実施箇所について 【資料】
- (2) 四番町保育園・児童館仮施設について 【資料】
- (3) 管理職員特別勤務手当の見直しについて 【資料】
- (4) 令和8年度 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について 【資料】

### 【保健福祉部】

- (1) 地域福祉交通「風ぐるま」の実証運行後の対応方針について 【資料】
- (2) 千代田区介護保険料の規定整備について 【資料】
- (3) (仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事について 【資料】
- (4) 高齢者食事支援サービス 提供事業者について 【資料】
- (5) 令和8年度の国民健康保険制度について 【資料】
- (6) 令和8年度の後期高齢者医療制度について 【資料】
- (7) 住宅宿泊事業法・旅館業法に関する規制等の見直しについて 【資料】

## 2 その他

## 令和8年度 子どもの遊び場事業実施箇所について

### 1 概要

令和8年度における子どもの遊び場事業の実施箇所については、国への返還に伴う原状復旧工事開始のため「ふじみこどもひろば（乳幼児広場）」を閉鎖するなど一部を変更しつつ、事業を実施していく見込みである。

### 2 子どもの遊び場事業実施箇所

	令和7年度実施場所	令和8年度実施場所	備考
①	外濠公園総合グラウンド	外濠公園総合グラウンド	
②	和泉公園	和泉公園	
③	小川広場	小川広場	
④	旧今川中学校	旧今川中学校	
⑤	芳林公園	芳林公園	
⑥	旧永田町小学校	旧永田町小学校	
⑦	東京中華学校	東京中華学校	
⑧	神田児童公園	神田児童公園	
⑨	旧九段中学校	旧九段中学校	キャッチボールエリア整備（予定）
⑩	ふじみこどもひろば （乳幼児広場）	閉鎖 （予定）	国への返還に伴う 原状復旧工事
⑪		和泉小学校校庭（予定）	調整中

※ふじみこどもひろば（乳幼児広場）の利用者については、近隣に位置する旧九段中学校の利用を案内する。

## 四番町保育園・児童館仮施設について

### 1. 概要

(仮称) 四番町公共施設新築工事中の期間中、四番町保育園及び四番町児童館は、区が使用貸借している土地に建物リースにより建設した仮施設にて運営を行っている。

今般、(仮称) 四番町公共施設新築工事の竣工予定が令和 9 年 2 月末となり仮施設から新施設への移転時期の見通しが立ったことから、土地の使用貸借期間内での仮施設の解体に向けて必要な手続きを進めていく。

### 2. 施設概要

設置場所：四番町 5 番地 8

面積等：敷地面積 1,468.97 m<sup>2</sup>、延床面積：1,690.74 m<sup>2</sup>、鉄骨造 3 階建て

### 3. 貸借等の状況

#### (1) 土地の使用貸借 (平成 28 年 5 月 16 日契約)

期間：平成 28 年 11 月 1 日～平成 35 年 3 月末日 (当初)

平成 28 年 11 月 1 日～令和 9 年 9 月末日 (延長後)

#### (2) 建物の賃貸借

- ・リース契約 (平成 28 年 10 月 14 日契約)

期間：平成 28 年 10 月 14 日～平成 35 年 3 月 31 日

経費：建設及び建物賃貸借料

- ・再リース契約 (令和 5 年 4 月 1 日契約)

期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日

経費：建物賃貸借料 (解体工事含まず)

### 4. 建物の賃貸借契約 (再リース契約) の変更

リース会社による解体工事の実施とそのため経費、工事に要する期間等の内容を契約に加える。このため契約期間については令和 9 年 9 月末日まで延長する予定。

### 5. 今後のスケジュール (予定)

- ・令和 8 年 4 月 建物賃貸借契約 (再リース契約) の変更
- ・令和 9 年 2 月末 (仮称) 四番町公共施設新築工事の竣工
- ・令和 9 年 5 月まで 保育園・児童館の新施設への移転
- ・令和 9 年 6 月～9 月 仮園舎・仮館舎の解体、土地の原状回復
- ・令和 9 年 9 月末 土地所有者への土地の明け渡し

## 管理職員特別勤務手当の見直しについて

### 1 趣旨

国の取扱いとの均衡等を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行う。

### 2 概要

週休日等以外の日における支給対象時間を現行の「午前零時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する

#### 【参考】

支給額(教育委員会規則で規定)

職	週休日等における勤務		週休日等以外の日の 午後10時から翌日午前5時まで の間における勤務
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員			
園長	10,000 円	15,000 円	5,000 円
副園長	8,000 円	12,000 円	4,000 円
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員			
園長	9,000 円	13,500 円	4,500 円
副園長	7,000 円	10,500 円	3,500 円

※表中の下線部分は、今回の条例改正による改正後の時間

### 3 一部改正を予定する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例

### 4 施行予定期日

令和8年4月1日

## 令和8年度 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

区立中高一貫教育校の九段中等教育学校は、令和8年度入学者決定のための適性検査を実施し、本年1月19日・20日に出願申請のあった447人のうち、410人が受検した（受検率91.7%、前年受検率89.7%）。なお、申し出により追検査※を2月13日（金）に実施予定である。（区分A：2人、区分B：1人）

※受検児童がインフルエンザ等に罹患した場合の救済措置として実施するもの

- 1 検査日（本検査）  
令和8年2月3日（火） 午前9時開始、午後0時15分終了
- 2 会場  
九段中等教育学校（九段校舎・富士見校舎）
- 3 受検者数（本検査）  
区分A（千代田区民）  
159人（募集人員76人） 受検倍率 2.09倍  
区分B（千代田区民以外の都民）  
251人（募集人員76人） 受検倍率 3.30倍
- 4 合格発表  
2月9日（月）8:00 合否照会サイト上、9:00 九段校舎掲示
- 5 今後のスケジュール
  - ・2月13日（金）9:00～10:30 追検査
  - ・2月17日（火）9:00 追検査合格発表 九段校舎掲示
  - ・3月14日（土）14:00～15:00 新入生ガイダンス
  - ・4月6日（月）午後 入学式

### 6 受検状況（追検査を含まず）

区分	募集人員(a)	応募人員	受検者数(b)	受検倍率(b/a)	合格者数
A	76	179	159	2.09	76
B	76	268	251	3.30	76
合計	152	447	410	—	152

<参考>

令和7年度

区分	募集人員(a)	応募人員	受検者数(b)	受検倍率(b/a)	合格者数
A	80	222	188	2.35	80
B	80	312	291	3.64	80
合計	160	534	479	—	160

令和6年度

区分	募集人員(a)	応募人員	受検者数(b)	受検倍率(b/a)	合格者数
A	80	177	159	1.99	80
B	80	433	389	4.86	80
合計	160	610	548	—	160

## 地域福祉交通「風ぐるま」の実証運行後の対応方針について

### 1 これまでの経緯

地域福祉交通「風ぐるま」は、令和 2 年度から 3 年度にかけて行った利用促進に向けた調査検討の結果を踏まえ、令和 6 年度 5 月から実証運行を開始した。

実証運行では、利用者から意見が多かった「既存便に対して双方向に運行するルートの確保」や「麴町方面および神田方面を短時間で往復したい」というニーズに応じて、新たなルートとして四谷・神田ルートを設定した。

当初、実証期間は令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月を予定していたが、より実態を把握するために実証期間の終期を令和 8 年 3 月まで延長し、令和 7 年度に通年での利用状況を検証したうえで、令和 8 年度以降の運行について検討を行うこととした。

### 2 実証運行（四谷ルート、神田ルート）の概要

#### (1) 実施期間

令和 6 年 5 月 8 日（水）から 令和 8 年 3 月 31 日（火） まで

（延長前：令和 6 年 5 月 8 日（水）から 令和 7 年 3 月 31 日（月） まで）

#### (2) 運行本数

週 5 日運行（月・火運休）

四谷ルート 1 日 5 便 / 神田ルート 1 日 4 便

#### (3) 車両

新型車 電気自動車 1 台

規格 6,990mm/2,080mm/3,060mm（車両/車幅/車高）

定員 35 人（座席数 13 席）

※従来車 ディーゼル車両 7 台

規格 6,290mm/2,080mm/3,100mm（車両/車幅/車高）

定員 24 人（座席 14 席）平成 27 年 6 台

26 人（座席 12 席）平成 30 年 1 台

### 3 今後の方針・予定

四谷・神田の両ルートについて、実証期間中に一定の利用実績が確認され、令和 7 年度に実施した調査でも継続的な運行を希望する意見が得られたことを踏まえ、令和 8 年 4 月から本格運行に移行する。

また、「平日のうち月・火曜日が運休では使いにくい」という意見があったことを踏まえ、本格運行に合わせて、両ルートの運行日を週 5 日から週 7 日（毎日運行）へと拡充する。

本格運行への移行に関する周知方法としては、広報千代田 3 月 5 日号に掲載するほか、ホームページや SNS 等での周知、運行ルートマップ・時刻表の区施設等での配布を行う。

## 千代田区介護保険料の規定整備について

### 1 規定整備の目的

区内 65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料の判定に当たっては、税法上の合計所得金額を基準としているが、令和 7 年度税制改正の結果、合計所得金額に係る規定が改正された。

当該税制改正の前後を通じて、介護保険料の判定基準に相違が生じないよう、必要な規定を整備する。

### 2 規定整備の内容

#### (1) 令和 7 年度税制改正に伴う規定整備

令和 8 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の判定に際し、令和 7 年度税制改正の影響により介護保険料段階が変わり得る第 1 号被保険者について、令和 7 年度と同様の判定となるよう特例を設ける。

#### (2) その他

新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免措置について、規定を削除する。

### 3 規定整備を行う条例

千代田区介護保険条例

## (仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事について

### 1 工事・契約の概要

#### (1) 工事概要

工事場所	千代田区神田錦町三丁目10番地(旧千代田保健所敷地)
敷地面積	695.10㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造(免震構造) 地上8階建て
延べ面積	4,083.76㎡(うち屋内部分面積:3,856.80㎡)
導入施設	障害者支援施設(3~5階)、高齢者施設(6~8階)、地域交流機能(1、2階)

#### (2) 施設整備工事等請負契約の概要

ア 契約期間 令和6年3月15日~令和9年1月31日

イ 契約金額(税込)

(ア) 基本設計業務	89,485,000円
(イ) 実施設計業務	72,985,000円
(ウ) 解体工事	495,000,000円
(エ) 新築工事	3,327,500,000円
(オ) 工事監理業務	35,530,000円
計	4,020,500,000円

ウ 契約の相手方 スターツCAM株式会社、リンテック株式会社

エ これまでの契約変更歴 無し

#### (3) 工事の進捗状況(令和8年2月現在)

ア 基本設計業務・実施設計業務 全ての設計図面の作成を完了

イ 解体工事 全ての作業工程・整地を完了

ウ 新築工事 土工事の工程に着手

解体工事の様子



新築工事の様子



## 2 今後必要となる対応

### (1) インフレスライドの対応

各種物価や賃金の変動に対応するため、新築工事における当初契約以降の変動に対し、インフレスライドを適用する。

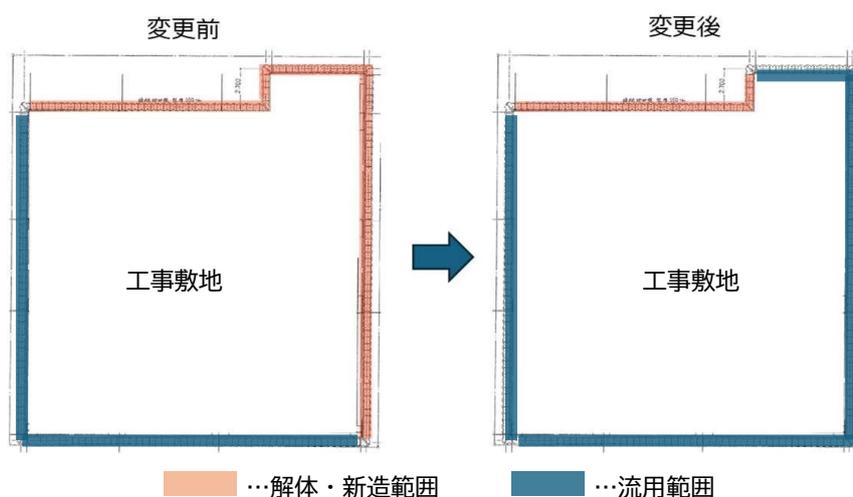
### (2) 作業工期の延長

事業者選定時に区から提供した図面と現場状況との差異や、現場作業の一時中断等（主に近隣住民への対応に係るもの）により、当初の工期内では工事が完了しないことが明らかになったため、当初契約より工期を約1.5か月延長し、令和8年度中の竣工を目指す。

### (3) 旧建造物からの流用部分増加に伴う対応

当初契約時点では、外周のうち南面・西面の2面について旧建造物の既存構造物（山留）を流用し、北面・東面については山留を新造することとしていた。

その後の調査により、北面の一部及び東面についても旧建造物の既存構造物を流用することが強度上可能であると確認できたことから、工期短縮のため、当該部分についても既存構造物を流用する。これに伴い、工費の軽減分を契約金額から減額する。



## 3 今後のスケジュール

令和8年第1回区議会定例会

予算議案（歳入歳出予算・債務負担行為の追加）、契約変更議案

## 高齢者食事支援サービス 提供事業者について

### 1 サービスの概要

目 的 区内高齢者で在宅での食の確保に支援が必要な方に食事(昼・夕食)の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。

対 象 者 区内在住の 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみ世帯等で、食事の準備や調理・購入などが困難な方

### 2 新たに契約した提供事業者 (1 者)

名 称 ライフデリ 千代田・中央店  
(運営会社：株式会社グランフーズ)  
住 所 千代田区東神田 1-17-5

《参考 現在の提供事業者 (2 者)》

- ◇ 宅配クック 1 2 3 東京都心店  
(運営会社：株式会社シニアライフクリエイト)
- ◇ 配食のふれ愛  
(運営会社：株式会社シルバーライフ)

### 3 開始日

令和 8 年 2 月 12 日 (木)

### 4 今後の予定

- ・区ホームページへ掲載
- ・高齢者あんしんセンター麴町／神田、相談センター麴町／神田へ周知

## 令和 8 年度の国民健康保険制度について

### 1 確定係数による令和 8 年度国保標準保険料率

令和 8 年 2 月 4 日開催、令和 7 年度第 4 回東京都国民健康保険連携会議にて確定係数による令和 8 年度国保標準保険料率が示されました。

### 2 標準保険料率の推移

区分		令和6年度 標準保険料率 確定係数	令和7年度 標準保険料率 確定係数	令和8年度 標準保険料率 確定係数
医療分	均等割	59,516円	51,120円	50,550円
	所得割	9.87%	8.36%	8.11%
	上限額	65万円	66万円	67万円
後期 高齢者 支援金分	均等割	17,551円	17,417円	18,539円
	所得割	2.99%	2.89%	2.99%
	上限額	24万円	26万円	26万円
介護 納付金分	均等割	14,348円	17,408円	18,878円
	所得割	1.98%	2.39%	2.58%
	上限額	17万円	17万円	17万円
子ども・子 育て支援 納付金分 (新設)	均等割 (18歳以上均等割)	—	—	1,890円 (151円)
	所得割	—	—	0.31%
	上限額	—	—	3万円
計	均等割 (18歳以上均等割)	91,415円	85,945円	89,957円 (90,008円)
	所得割	14.84%	13.64%	13.99%
	上限額	106万円	109万円	113万円
1人あたり保険料額		276,910円	258,227円	263,969円

### 3 今後のスケジュール

- ・令和 8 年 2 月 12 日令和 8 年度特別区長会総会にて、令和 8 年度特別区統一保険料率決定
- ・令和 8 年第 1 回千代田区議会定例会にて付議

## 令和8年度の後期高齢者医療制度について

### 1 保険料の改定に伴う東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

令和8・9年度の後期高齢者医療の保険料の改定に際し、保険料の軽減に係る経費を引き続き各区市町村の一般財源から負担金として支弁（特別対策）するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する。

#### (1) 令和8・9年度保険料（特別対策ありの場合の保険料率）

区分		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等 割額	医療分	47,300円	53,300円	6,000円	12.7%
	子ども・子育て支援分		1,300円	1,300円	
所得 割率	医療分	9.67%	9.88%	0.21pt	2.2%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

※ 一人当たり平均保険料は、広域連合試算による東京都全体の平均値

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定することとなる。

#### (2) 広域連合が実施する保険料抑制策（金額は令和8・9年度の合計）

- ① 区市町村による特別対策等の継続 232億円  
→ 令和8・9年度も継続するにあたり、規約の変更を要する。
- ② 基金等の活用 423億円

#### (3) 規約変更の内容

令和8・9年度の2年間についても、以下の項目に係る区市町村の負担割合を100%とする旨を規約の附則に定める。（それに伴う千代田区の令和8年度の負担額は、約48,000千円の見込みである。）

- ① 審査支払手数料相当額
- ② 財政安定化基金拠出金相当額
- ③ 保険料未収金補填分相当額
- ④ 保険料所得割額減額分相当額
- ⑤ 葬祭費相当額

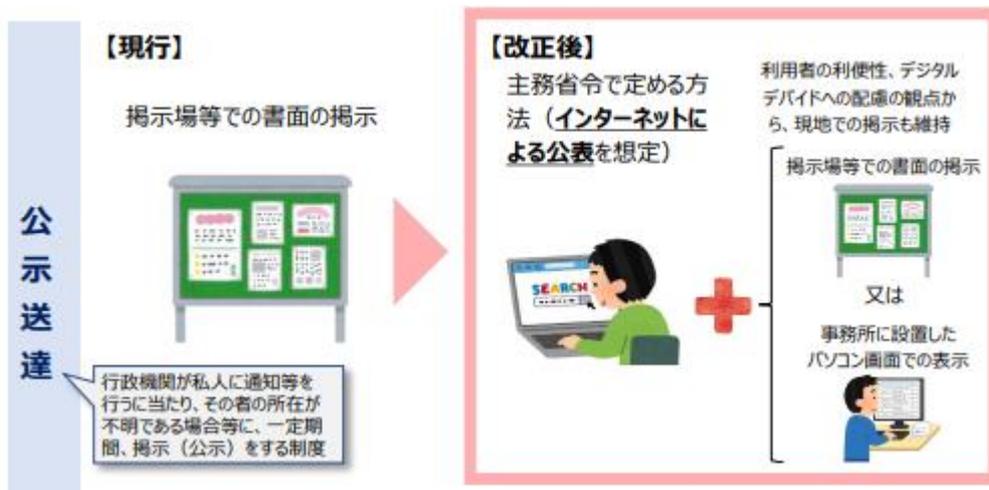
#### (4) 今後のスケジュール

令和8年第1回千代田区議会定例会にて付議

## 2 千代田区後期高齢者医療に関する公示送達方法の見直しについて

### (1)見直しの概要

後期高齢者医療における公示送達について、公示事項を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定める方法(区ホームページでの公表を想定)により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示し、又は公示事項を区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。



※デジタル庁資料「デジタル規制改革推進の一括法について」より抜粋

### (2)一部改正を予定する条例

千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

### (3)施行予定日

令和8年6月末までの政令で定める日から

※地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

### (4)今後のスケジュール

令和8年第1回千代田区議会定例会にて付議

## 住宅宿泊事業法・旅館業法に関する規制等の見直しについて

### 1 背景

民泊施設、旅館施設の増加が都市部の自治体で大きな問題となっており、当区においても施設数の増加や、区民からの苦情や不安に関する訴えが増加している。区ではこれまでも、条例において宿泊施設に対する独自規制とそれに基づく監視指導を行ってきたが、さらなる対策強化が求められている。

そのため、住宅宿泊事業と小規模な旅館業に対する規制等の見直しを行う。

### 2 意見公募結果について

#### (1) 意見募集期間・意見数

令和8年1月5日（月）～19日（月） 延べ6名・意見数12件

#### (2) 意見の概要と区の考え方

別紙のとおり

### 3 主な見直し内容

#### (1) 住宅宿泊事業に関する規制の見直し

文教地区等、学校等の周辺及び人口密集区域における管理者常駐・駆付け型の事業実施の制限期間を全日とし、事業開始時の施設周辺への周知対象範囲を拡大する。

#### (2) 旅館業に関する規制の見直し

区条例に目的と関係者の責務を新たに定義するとともに、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に、総客室の延床面積200平方メートル以上とする規定を設ける。

### 4 今後の対応

令和8年第1回区議会定例会に、「千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例」及び「千代田区旅館業法施行条例」の一部を改正する条例の議案を上程予定。

改正条例の施行は令和8年7月1日とし、施行日以前に申請書を受理した案件については改正条例を遡及適用しない方針である。

## 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部改正について(素案)に対するご意見と区の考え方(要点)

No.	意見提出者の区分	意見の要旨	区の考え方
1	区内在住者	民泊については区内全面禁止、または家主居住型のみ認めるなどの制限を要望。虚偽届出が疑われる事例があるため、家主居住型も含めて制限すべき。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導體制の強化を行い、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。
2	区内在住者	旅館業の200平方メートル制限について、虚偽の申請を排除するとともに、許可後に改造がないか把握するため毎年実地計測すべき。	旅館業施設は、許可前の審査時に客室を実測して、面積を確認しています。また許可後は、監視指導體制の強化を行い、適正な運営の確保に取り組んでいきます。
3	区内在住者	宿泊者本人確認が不十分な民泊施設が薬物取引に利用される事例が報道されている。このような状況を踏まえ、区内全域で民泊営業を禁止することが望ましい。制度を継続する場合でも、文教地区・学校周辺・人口密集区域では営業禁止を要望。	区民の生活環境悪化防止・安全確保のために制度の見直しを行い、営業制限、本人確認義務の遵守に係る取締りを強化して参ります。
4	区内在住者	民泊の営業日数制限遵守のため、予約サイトログイン確認や決済履歴提出を義務化すべき。	区では国土交通省の営業日数自動集計システムとも連携し、監視の徹底に努めております。
5	区内在住者	周辺住民及び地域関係者への周知においては、合意を得たことを示す周辺住民の署名付き書面を事業者を取得させ、それを区へ提出させる制度を導入すべき。	住民の同意を義務付けるなど事実上届出を断念せざるを得ないような過剰な手続きを求めることは不適切とされています。届出施設については監視・指導を強化し、周辺への影響等の低減に努めて参ります。
6	区内在住者	人口が密集している区域等では家主居住型に限定し、不動産取得後3年以上が経過した家主居住型の部屋貸しに限定し、集合住宅については対象外とし、周辺住民の一定割合(例:3分の2以上)からの合意を条件として民泊を認める制度設計が適切である。	住民の同意を義務付けるなど事実上届出を断念せざるを得ないような過剰な手続きを求めることは不適切とされています。届出施設については監視・指導を強化し、周辺への影響等の低減に努めて参ります。
7	区内在住者	虚偽の説明や届出が確認された事案については、事前の口頭又は文書による警告・行政指導を前提とせず、速やかに刑事告発を行う方針を明確化することが望ましい。	報告や届出等に誤り等がある場合には速やかな是正を求め、指導等に従わない場合には不利益処分を含めた適切な対処に努めて参ります。

No.	意見提出者の区分	意見の要旨	区の考え方
8	区内在住者	鍵の合鍵を作成し、これを悪用して侵入盗を行う事件も実際に発生していることから、物理的な鍵を持ち出すことが可能な方式は不可とし、暗証番号キーボックスや電子錠方式等に限定するなど、鍵管理方法に関する明確な規制を設けるべき。	鍵の管理方法については、事業者の判断に委ねられるものと考えます。区では宿泊施設への出入りが確認できる構造とするなど宿泊者の安全が担保されることを事業者に求めています。
9	区内在住者	キャリーケースを持った外国人観光客がマンションに頻繁に出入りし、ゴミ分別違反や落書きが増加。秋葉原周辺ではオーバーツーリズムにより家賃高騰、空き家不足、区民の生活困難化が進んでいる。この状況下で民泊推進は強い懸念。制度をゼロベースで再検討することを強く要望。	区民の生活環境悪化防止・安全確保を最優先に、監視指導體制を強化、ゴミ処理や近隣トラブルの未然防止に努めています。
10	区内在住者	外国人所有マンションでの民泊運営により収益が国外流出し、地域経済に還元されない一方で、ゴミ処理コストや治安悪化などの負担は区民が背負っている。経済成長どころかマイナスの影響しかないため、外国人所有・運営による民泊は全面的に規制強化すべき。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導體制の強化を行い、旅館業・住宅宿泊業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。
11	区内在住者	民泊制度の当初の目標はオリンピック向けの宿泊施設確保だったはず。区内や近隣にはホテル等の宿泊施設が十分ある。区民に対する民泊の悪影響は計り知れないものがあるので、区は国に先駆けて民泊事業の廃止を検討すべき。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導體制の強化を行い、旅館業・住宅宿泊業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。
12	区内在住者	民泊により生活環境の悪化がひどい。規制強化を目指す素案に賛成である。基本的に民泊制度は廃止すべき。少なくとも管理人常駐は必須。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導體制の強化を行い、旅館業・住宅宿泊業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。